

[資料] 日本の報告審査における各委員会の勧告

*本書 133 頁以下詳細資料

*2008 年 10 月現在で最も新しい総括所見の「主な懸念事項および勧告」などから要約

■自由権規約第 5 回報告（提出：2006 年 12 月、審査：2008 年 10 月 15～16 日）に対する総括所見（採択：2008 年 10 月 28・29 日）

- ・第 4 回審査における勧告の多くが未履行。今回および前回の勧告を実施
- ・規約の適用と解釈に関して、裁判官、検察官、弁護士に対する専門的訓練を確保（2 条）
- ・委員会が第四審でないことを考慮して、選択議定書の批准を検討
- ・パリ原則に合致し、すべての国際人権基準をカバーする広範な任務をもち、公的機関による人権侵害の申立てに対処する権限をもつ、独立した国内人権機関の設置（2 条）
- ・「公共の福祉」概念を規約と合致するよう定義する立法措置（2 条）
- ・女性の再婚禁止期間、男女で異なる婚姻年齢に関する民法改正（2 条 1 項、3 条、23 条 4 項、26 条）
- ・国会、政府の最高次のレベル、公職における男女の衡平な代表を達成するよう努力を強化（2 条 1 項、3 条、25 条、26 条）
- ・女性の正規雇用を促進し、男女の賃金格差を撤廃（2 条 1 項、3 条、26 条）
- ・刑法 177 条の強姦罪の定義の範囲を拡大（3 条、26 条）
- ・ドメスティック・バイオレンスへの対応の強化（3 条、7 条、26 条、2 条 3 項）
- ・死刑廃止に向けた措置および経過措置としての重大な犯罪への限定。死刑確定者の処遇の人的アプローチ（6 条、7 条、10 条）
- ・死刑事件についての義務的再審査制度の導入（6 条、14 条）
- ・代用監獄制度の廃止または規約 14 条の完全な遵守（7 条、9 条、10 条、14 条）
- ・取調べの時間制限や制裁について定める立法、取調べの全過程における体系的な録画・録音、弁護人の取調べにおける立会い、自白よりも科学的証拠の重視（7 条、9 条、14 条）
- ・刑事施設視察委員会および留置施設視察委員会、「刑事施設の非収容者の不服審査に関する調査委員会」の権限と独立性の強化。被留置者の不服申立ての審査権限を都道府県公安委員会から外部の専門家より構成される独立機関に移すこと（7 条、10 条）
- ・受刑者を単独室や保護室に収容することの見直し（7 条、10 条）
- ・「慰安婦」問題における法的責任の承認、謝罪、加害者の訴追、被害者の権利としての補償。「慰安婦」問題に関する教育と事実の否定に対する反論（7 条、8 条）
- ・人身取引に対する対応の強化（8 条）
- ・外国人研修生および技能実習生の権利保護（8 条、26 条）
- ・拷問等のおそれのある国への送還を明示的に禁止するよう出入国管理及び難民認定法の

改正の検討。すべての庇護申請者への法的社会的援助。完全に独立した不服申立機関の設置と不服申立て前の送還の禁止（7条、13条）

- ・公職選挙法の下での不合理な制約に懸念。表現の自由と参政権に対する不合理な法律上の制約を廃止（19条、25条）
- ・現行の性的同意最低年齢13歳の引き上げ（24条）
- ・国籍法3条、民法900条4号、戸籍法49条1項1を含む婚外子差別条項の改正（2条1項、24条、26条）
- ・差別禁止事由に性的指向が含まれるよう法改正の検討（2条1項、26条）
- ・国民年金制度の受給資格から事実上排除されている外国人に対して経過措置による救済（2条1項、26条）
- ・朝鮮学校の卒業証書を直接大学入学資格として認定するなど差別的措置の除去（26条、27条）
- ・アイヌおよび琉球・沖縄の人々を先住民族として国内法で認め、文化、土地、言語、教育に関する権利の保護（27条）
- ・第6回報告提出期限：2011年10月29日
- ・フォローアップ情報（死刑事件の再審査、代用監獄、取調べ、受刑者の処遇）については1年以内に提出

■社会権規約第2回報告（提出：1998年8月28日、審査：2001年8月21日）に対する
総括所見（採択：2001年8月30日）

- ・本規約による法的義務に対する立場の見直し、規約規定の直接適用可能なものとしての解釈、「人権影響評価」措置の導入
- ・規約7条(d)（公正な労働条件）、8条2項〔注：8条1項(d)の誤り〕（労働基本権）、13条2項(b)、(c)（教育についての権利）への留保撤回
- ・規約に関する裁判官、検察官、弁護士のための人権教育・研修プログラムの改善
- ・ウィーン宣言および行動計画第II部71項に沿った包括的国内行動計画の策定、次回報告書における国内行動計画の提出と説明
- ・対途上国援助GNP0.7%達成のためのタイムテーブル設定、IMF・世界銀行メンバーとしての規約義務実現のための努力（2条1項、11条、15条、22条、23条）
- ・パリ原則（と当委員会一般的意見10）に沿った国内人権機構の早期の設置
- ・2条2項の非差別原則が絶対的な原則であるという委員会の立場に留意した、非差別立法の強化
- ・すべての少数者集団に対する法的・事実上の差別（とくに雇用、住宅、教育）における差別撤廃措置
- ・「非嫡出子」概念の法制および慣習からの除去、婚外子に対する差別撤廃のための立法および行政措置、侵害された個人の権利の回復（2条および10条）
- ・雇用および意思決定過程における男女平等の確保に向けた、既存法のさらなる履行および新規立法
- ・家庭内暴力、セクシュアル・ハラスメント、子どもの性的搾取に関する詳細情報および統計データの提供、国内法の厳格な適用と犯罪に責任を有する者への制裁の実施
- ・同一価値労働に対する賃金の男女格差への取組みの継続
- ・ILO105号条約（強制労働廃止）、111号条約（差別待遇（雇用および職業））、169号条約（先住民および種族民）の批准
- ・公的・私的部門における労働時間削減のための立法・行政措置の実施
- ・45歳以上の労働者の給与水準および雇用の安定確保措置
- ・不可欠な業務に従事していない公務員のストライキ権保障
- ・原子力施設の安全性に関し、周辺住民への情報の透明性・公開性の促進、原子力事故の予防および対応のための準備計画策定
- ・65歳以前退職者のための社会保障利益の保証措置
- ・最低年金の公的年金制度への導入、年金制度における男女不平等の改善
- ・障害者差別禁止法の制定、公的部門における障害者法定雇用率達成の促進
- ・「慰安婦」の期待に沿った補償手段についての適切な調整
- ・兵庫県に対する高齢者および障害者への地域サービス向上・拡大の勧奨、震災被災者の住宅再建のための効果的な措置の迅速な実施（11条）

- ・ホームレスの範囲および原因調査の実施、ホームレスの人々の生活水準確保措置の実施
 - ・(ホームレスなど) あらゆる立ち退き命令に関する救済的行動の実施(一般的意見4、7参照)
 - ・過度に競争的な教育システムの見直し(一般的意見11、13、子どもの権利委員会の一般的意見1)
 - ・学校教科書およびその他の教材における公正かつ均衡のとれた記述の確保(13条1項、一般的意見13、子どもの権利委員会の一般的意見1)
 - ・公立学校における言語的少数者児童生徒への母国語教育の導入、教育課程にしたがう民族学校の公式の認定および財政的支援、民族学校卒業資格の大学入学試験受験資格としての認定
 - ・不法就労者および研修生を含む外国人の労働条件、社会保障、医療サービスへの権利および患者の権利に関する、次回報告での情報提供
 - ・総括所見の周知、第3回報告作成に関するNGOおよび市民社会との協議
 - ・第3回報告提出期限:2006年6月30日、本総括所見の勧告実施状況についての報告
- *総括所見に対する日本政府の意見が提出されている

■人種差別撤廃条約第1・2回報告（提出：1999年6月、審査：2001年3月8～9日）
に対する総括所見（採択：2001年3月20日）

- ・人口の民族的構成比（韓国・朝鮮人、部落民、沖縄）についての詳細な報告（次回報告書）
 - ・「世系（descent）」の定義：部落民の保護および権利の保障
 - ・国内法における本条約の地位についての情報提出
 - ・人種差別非合法化のための立法（人種差別禁止法）
 - ・4条(a)、(b)（人種的優越性にもとづく差別・扇動の禁止）に関する留保についての懸念と同条に関する一般的勧告7と15への注意喚起
 - ・人種差別が刑法上処罰の対象でないことについての懸念、本条約規定の国内法秩序における完全実施
 - ・4条(c)違反に対する行政的・法的措置の欠如への懸念、公務員、法執行官、行政官への訓練の要請
 - ・韓国・朝鮮人児童・学生に対する暴力行為の防止および毅然たる対応
 - ・外国籍児童の小・中学校教育が義務的でないことに関し、3条（人種隔離の禁止）、5条(e)(v)（教育・訓練についての権利）に定める権利の保障
 - ・韓国・朝鮮人を含むマイノリティの高等教育へのアクセス、公立学校でのマイノリティ言語による教育へのアクセスの確保
 - ・アイヌの権利の促進、当委員会一般的勧告23（土地の滅失に対する先住民族の賠償・補償の権利）への注意、ILO169号条約（先住民および種族民）の批准と指針としての活用
 - ・韓国・朝鮮人の日本国籍申請の際の実質的な氏名変更要請の慣行の防止
 - ・すべての難民への等しいサービス給付資格の確保、すべての避難民についての相当な生活水準と医療についての権利の確保
 - ・国家賠償法の相互主義による救済への懸念（6条）
 - ・本条約違反に関する判例についての報告
 - ・ジェンダーおよび国民的・民族的集団別の社会・経済的データ、性的搾取と暴力に関する人種差別防止措置についての情報提供
 - ・人権擁護施策推進法、アイヌ文化振興法、地域改善対策特定事業に関する財政措置についての法律、同法律終了後の部落民差別撤廃戦略についての情報提供
 - ・14条（個人通報制度）に関する宣言についての検討
 - ・8条6項（委員会委員の任務遂行に関する締約国の経費負担）改正の批准
 - ・政府報告書および委員会総括所見の公開
 - ・次回報告：第3回定期報告を第4回定期報告とあわせて2003年1月14日までに提出し、本所見で取り上げられたすべての点を含めること
- *総括所見に対する日本政府の意見が提出されている

■女性差別撤廃条約第4・5回報告（提出：1998年7月・2002年9月、審査：2003年7月8日）に対する総括コメント（2003年7月18日）

- ・直接差別・間接差別を含む女性差別の定義の国内法への記載、条約および間接差別についてのキャンペーン（とくに国会議員、裁判官、法曹関係者対象）の実施
- ・人権教育および男女平等教育の総合的プログラムの開発実施、条約と男女平等についての政府の決意の周知、年齢別統計・世論調査の活用と子育てに関する男女の責任についての認識の普及、メディアにおける女性および男女平等についての肯定的イメージ発信の奨励
- ・女性に対する暴力への人権侵害としての対処の強化、ドメスティック・バイオレンス防止法の対象となる暴力形態の拡大、刑法における強かんの重罰化および近親かんの規定、一般的勧告19にもとづく政策実施、ドメスティック・バイオレンス被害を受けて別居中の既婚外国人女性に対する在留許可取消し措置の影響についての十分な査定、「慰安婦」問題への永続的な解決策に向けた努力
- ・女性と少女の人身売買に対するさらなる努力、包括的な戦略の策定、加害者に対する適切な処罰、被害者の年齢・出身国についてのデータ収集、次回報告書における実施措置についての情報・データ提供
- ・マイノリティ女性のグループごとのデータ（とくに教育、雇用、健康、社会福祉、暴力被害）の次回報告書における提供
- ・4条1項の暫定的特別措置を含む政治的・公的活動における女性の参画率増加のための方策の実施、女性指導者育成プログラムの支援、意思決定への女性の参画についての啓発キャンペーン実施
- ・男女雇用機会均等法の指針改正および4条1項の暫定的特別措置の活用による労働市場における男女の事実上の機会の平等の達成、水平的・垂直的職域分離の撤廃、男女の家族的責任の平等な分担の促進、女性の固定的な役割の変化の奨励
- ・民法における差別的な条項の排除、立法および行政実務の条約への適合
- ・パリ原則に沿った人権委員会の設置
- ・選択議定書批准の検討
- ・次回報告：本コメント指摘事項への回答、性別・年齢別包括的データの収集・分析、条約実施のための立法・政策等の結果と影響について焦点化した報告
- ・総括コメントの周知
- ・他の国連文書への言及

■子どもの権利条約第2回報告（提出：2001年11月、審査：2004年1月28日）に対する総括所見（採択：2004年1月30日）

1. 一般的実施措置

- ・委員会の前回勧告：差別の禁止、学校制度の過度に競争的な性格、いじめを含む学校での暴力について、フォローアップが十分ではない
- ・解釈宣言および留保：9条（身元関係事項保持の権利）および10条（父母からの分離の禁止）に関する解釈宣言と37条(c)（自由を奪われた子どもについて成人との分離）に関する留保の撤回を勧告
- ・法制度：条約の原則および規定にもとづいた国内法制度の包括的な再検証と必要なすべての措置（裁判所による条約の適用を含む）
- ・調整および国内行動計画：市民社会や青少年組織との協力と青少年育成施策大綱の強化およびその検証
- ・独立した監視：条約実施状況を監視する全国的な独立制度（人権委員会）の不在を指摘。人権擁護法案の再検証、子どもの権利に関する明確な権限の付与、地方オンブズマンの設立促進および人材と財源の供給、子どもによるアクセスの確保
- ・データ収集：18歳未満のすべての者についての年齢別、性別、民族・先住民族別データ確保のためのデータ収集メカニズム設立、子どものための国家予算およびその比率の明確化、子どものための予算配分データ収集
- ・市民社会との協力：政府とNGOの対話の欠如への懸念と計画的な協力の実施
- ・広報および研修：条約（権利主体としての子ども）についての啓発キャンペーンの強化、教師、裁判官、弁護士、国会議員、法執行者、公務員、地方自治体職員、子どもを拘禁する施設で勤務する職員、心理学者やソーシャル・ワーカーを含む保健関係職員への条約の原則および規定に関する教育・研修、啓発キャンペーンや研修・教育プログラムの影響評価、学校での人権教育

2. 子どもの定義

- ・少女の婚姻最低年齢を少年の最低年齢まで引き上げること
- ・性交同意最低年齢（13歳）の引き上げ

3. 一般原則

- ・差別の禁止：婚外子差別を撤廃するための法改正、女兒、障害のある子ども、アメラジアン、韓国・朝鮮人、被差別部落民、少数民族、移民労働者や難民の子どものための差別撤廃および基本サービスへのアクセス確保のための措置、「人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容に反対する2001年世界会議」のフォローアップのために実施された措置および計画についての次回報告書における報告
- ・子どもの意見の尊重：家庭、裁判所、行政組織、施設および学校において、すべての事項や政策策定への子どもの参加の円滑化と子どもがこの権利を認識することの確保、子どもの意見尊重と参加についての親、教育者、政府職員、司法官、社会全体への情報提

供、子どもの意見反映とその影響についての定期的な検証、学校等における施策を決定する理事会、委員会等への子どもの定期的な参加の確保

4. 市民権および自由

- ・表現および集会の自由：子どもによる政治活動を制限する法律および規則、親の同意の必要についての再検討
- ・氏名および国籍：日本人の父と外国人の母の間に生まれた子どもの国籍取得、不法移民の子どもの出生登録等について、日本で生まれた子どもが無国籍にならないよう、国籍法および関連法・規則を改正すること
- ・プライバシー権：子どもの私信の尊重、持ち物検査におけるプライバシー権の確保、児童養護施設の最低基準と条約 16 条（私生活、名誉、信用の尊重）との適合
- ・体罰：施設および家庭における体罰の禁止、体罰の悪影響についての啓発キャンペーン、非暴力的な方法のしつけの推進、子どものための虐待申立てメカニズムの強化

5. 家庭環境と代替的ケア

- ・児童虐待および放置：児童虐待防止のための国家戦略の策定、虐待被害者に対する保護措置についての法制度の再検討、児童相談所におけるカウンセリングおよび回復措置提供職員の増加、法執行機関職員、ソーシャル・ワーカー、児童相談所職員、検察官らへの研修増加
- ・養子縁組：国内および国際養子縁組の監視システムの強化、「1993 年国家間にまたがる養子縁組に関する子の保護および協力に関するハーグ条約」の批准および実施
- ・子の奪取：「1980 年国際的な子の奪取の民事上の側面に関するハーグ条約」の批准および実施

6. 基本的保健および福祉

- ・障害のある子ども：障害のある子どもに影響する施策について、条約や「国連障害者の機会均等化に関する標準規則（1993 年 12 月 20 日付総会決議 48/96）」にもとづく見直し、教育および余暇・文化的活動における障害のある子どもの統合促進、特殊教育および障害のある子どものためのサービスへの人的・財政的資源の増加
- ・青少年の健康：精神面および性と生殖面の健康、麻薬中毒およびその他の関連問題に対処する包括的な政策策定のための青少年の健康に関する調査の実施、親の同意なしに医学的カウンセリングや情報にアクセスできるための法改正、青少年の精神的感情的健康問題に関する予防プログラムの策定・実施と関係者に対する研修の実施
- ・若者の自殺：若者の自殺およびその原因についての詳細な調査の実施と、それにもとづく全国的な行動計画の策定および実施

7. 教育・余暇そして文化的活動

- ・すべての高校卒業生が等しく高等教育を受けられるよう、学校制度の競争的性格を軽減するためのカリキュラムの再検討、いじめを含む校内暴力への取組み、東京都の定時制学校閉鎖の再考と代替的教育の拡充、少数者の子どもによるみずからの文化・宗教・言語についての権利享受の機会の拡充、教科書の公平性を確保するための検定手続の強化

8. 特別な保護措置

- ・性的搾取および人身取引：性的搾取や虐待に関する法改正、児童相談所において被害者に対するカウンセリングや回復サービスを提供できる職員の増加、法執行機関職員、ソーシャル・ワーカー、検察官に対する子どもに配慮した方法で申立てを扱う方法の訓練、性的サービスの需要者および供給者を対象とした予防措置の策定、性交同意最低年齢の引き上げ
- ・少年司法：条約 37、39、40 条および「少年司法運営に関する国連最低基準規則（北京ルールズ）」、「少年非行防止のための国連ガイドライン（リヤド・ガイドライン）」、1995 年の少年司法運営に関する委員会的一般討論などの完全な実施、未成年者の無期刑禁止のための法改正、勾留措置の代替措置使用、16 歳以上の子どもの家庭裁判所から通常の裁判所への送致廃止のための再検討、法令に違反した子どもに対する法的支援の提供、問題ある態度をとる子どもを犯罪者として取り扱わないこと、リハビリおよび再統合プログラムの強化

9. 子どもの権利に関する条約選択議定書

- ・「子どもの売買、子ども買春及び子どもポルノに関する選択議定書」および「武力紛争における子どもの関与に関する選択議定書」の批准〔注：どちらも批准済み〕

10. 文書の広報

- ・第 2 回定期報告および書面での回答、総括所見を出版することについての検討

11. 次回報告

- ・第 3 回定期報告を 2006 年 5 月 21 日までに受領することを期待

■拷問等禁止条約第1回報告（提出：2005年12月20日、審査：2007年5月9～10日）
に対する総括所見（採択：2007年5月16・18日）

- ・拷問の定義：国内法への条約上の拷問の定義の導入
- ・条約の国内適用：裁判所による直接適用を確保するための措置の実施と判例、戦時における適用についての情報
- ・時効：拷問等に相当する行為について、時効の規定を見直し、条約義務と合致させること
- ・司法権の独立：司法権の独立の強化、裁判官の任期保障の確保
- ・ノン・ルフールマン原則：入国者の收容および送還に関する措置および慣行と3条（追放および送還の禁止）の合致、拷問の危険性のある国への送還の禁止を法律で明示、難民申請に関する独立審査機関の設置、入国管理收容施設に関する独立の不服申立機関の設置、收容期間の制限、退去強制命令発付後の收容要件についての情報公開
- ・代用監獄：捜査と拘禁機能を完全に分離するための法改正、警察拘禁期間の制限、すべての被拘禁者への司法援助および医療措置の確保、警察拘禁に対する外部査察の独立性の確保、公安委員会から独立した不服申立制度の設置、公判前拘禁の代替措置の検討、警察留置場における防声具使用の廃止
- ・取調べ規則および自白：被拘禁者に対する取調べの視聴覚的記録、弁護人の取調べへのアクセス・立会い・記録の利用、取調べ時間の長さに関する厳格な規則の採用、条約15条（拷問による自白の証拠能力）に沿った刑事訴訟法の改正、強制・拷問・脅迫または長期の拘禁による自白のうち、証拠として採用されなかったものの数
- ・拘禁施設的环境：過剰收容を含む拘禁施設的环境改善、懲罰的使用を含む拘束具の使用についての監視、適切・独立・迅速な医療の提供、医療施設およびスタッフの厚生労働省への移管
- ・独居拘禁：独居拘禁に関する法制度の改正、精神的・心理的評価を含む長期の独居拘禁についての専門的調査と組織的再審査
- ・死刑：死刑確定者の拘禁状況の改善、死刑執行の即時停止および減刑の検討、上訴の権利の義務化、死刑執行遅延の場合に減刑の可能性を確保するための立法、死刑確定者に対する条約による保護の保障
- ・迅速かつ公平な調査、不服申立ての権利：被拘禁者および被收容者からの拷問等の被害申立てに対応する独立した調査機関の設置、被收容者の申立ての権利の確保、法執行官等による拷問等被害の申立てについての統計データ（犯罪種別・人種・年齢・性別）提供
- ・人権教育・研修：法執行官に対する研修教材の公開、すべての法執行官・裁判官・出入国管理官に対する拷問および子どもと女性の権利に焦点をあてた定期的な人権教育の実施
- ・補償・回復措置（リハビリテーション）：とくに「慰安婦」に対する補償および回復措置

を含む救済の権利の確保、国内における回復サービス施設の設置、被害者に対する補償・回復措置についての情報提供、性的およびジェンダーにもとづく暴力の根底にある差別をなくすための教育の提供、不処罰防止を含む被害者への回復措置の提供

- ・ジェンダー暴力と人身売買：性暴力および女性に対する暴力防止のための措置、拷問等の訴えについての迅速・公平な捜査と処罰、エンターテイナー・ビザの悪用防止・財源確保・刑法の執行を含む人身売買撲滅のための措置の強化、被害者の権利とニーズに関する法執行官および司法関係者の教育、被害者の保護およびケア提供のための特別部署の設置、すべての被害者に対する法的救済申立ての権利の保障
- ・精神障害者：公共および民間の精神医療施設における拘禁手続に関する司法コントロールの確保
- ・22条に定める宣言（個人通報制度）および選択議定書の批准についての検討、国際刑事裁判所規程への加入の検討
- ・政府報告書および委員会からの勧告の周知
- ・国際人権条約機関による政府報告に関する改訂統一ガイドラインにのっとり共通中核文書の提出
- ・パラ 14（ノン・ルフールマン原則）、15（代用監獄）、16（取調べ規則および自白）、24（ジェンダー暴力と人身売買）に関する勧告への対応状況について1年以内に報告
- ・第2回報告提出期限：2011年6月30日